

教育における「公共性」と「ソーシャル・キャピタル」の関係性に関する一考察 —「公共性」と「共同性」の差異を手がかりに—

小柳 雅子

1. はじめに

近代国民国家の下で成立した近代公教育においては、その当初、私的営みとされてきた教育に対し、国家がこれにどのように関与するか、あるいは家庭のそれをどう代位していくかということが主要な論点とされてきた。それは、それは近代公教育が「国民国家の成立を基盤として」いるが故に「国家による国民形成」を所与のものとしていたためである¹。

しかしながら、社会が高度に発達してくるに伴い「国民の教育課題、教育ニーズも多様化し、国家がそれに対応する国民形成課題を一律に設定することが意味を持たなくなってきた²。つまり、これまで教育の目的（将来の国の担い手=国民の創出）や、目的を達成する手段の変化、そしてそれらを決定する主体の如何という点が課題として立ち上ってくるということになる。

こうした変化を裏付けるように、近年の教育政策においては「開かれた学校」が志向され、「学校評議員制度」や「学校運営協議会（コミュニティ・スクール）」など、保護者や地域住民が一定の責任を持って、主体的に学校運営に参画する仕組みが整えられつつある。理念の型として落着いてしまった感はあるものの、2011年の新規事業として文部科学省で提案された「新しい公共」型学校は、その先端に位置するものとして把握できる。

これら、近年の教育政策に共通する概念として挙げられるのは、「参画」「協働」「責任」であるが、それはまた一方で、2009年の政権交代時、自民党政権での議論を引き継ぎ、民主党政権によって、重視され推進された「新しい公共」の根幹をなす概念でもある。「新しい公共」は、従来、公共の主体として様々な社会的課題を解決する存在とされてきた政府と、新自由主義の下、特にその役割が重視された「市場」に、「国民」を加えた三者「協働」と「参画」によって、さまざまな社会的課題を解決、さらに社会の発展を目指していくという概念であり、そしてそれは他方で社会づくりに「参画」し「協働」した主体に対する社会のあり様への責任が問われることを意味している。

このような「新しい公共」に対する宣言（平成22年6月4日）のなかには、以下のような一文がある。「これから、「新しい公共」によって「支え合いと活気のある」社会が出現すれば、ソーシャルキャピタルの高い、つまり、相互信頼が高く社会コストが低い、住民の幸せ度が高いコミュニティが形成されるであろう。さらに、つながりの中で新しい発想による社会のイノベーションが起こり、「新しい成長」が可能となるであろう。」³

新しい公共が達成された社会においては、ソーシャル・キャピタルが高いという、いわば両者の比例関係は、この宣言及びこれまでの「新しい公共」に関わる議論における基本的認識であると考えられる。しかしながら、両者ともきわめて多義的な概念故、その関係性に不明瞭な点があることも事実であり、翻ってそれは、教育についても同じことが言え

¹ 堀内孜「公教育と公教育経営」、堀内孜（編著）『公教育経営の展開』、2011年、東京書籍、8-9頁

² 堀内（前掲）、9頁

³ 「新しい公共」宣言、2頁

ると考えられる。つまり、教育における「公共性」というものと「ソーシャル・キャピタル」の関係性である。

両者は果たして、上記宣言が謳うような、比例関係を前提とした概念なのであろうか。本稿では、「公共性」「ソーシャル・キャピタル」の理論整理を元に、幾つかの補助的概念をはさみながら、この疑問について考察していくこととしたい。

2. 本稿の目的と課題

本稿の目的は、教育における「公共性」と「ソーシャル・キャピタル」の関係性について、明らかにすることを目的とする。そこで、以下の課題を設定する。

- ① 教育における「公共性」に関わる理論を整理する。
- ② 「ソーシャル・キャピタル」に関わる理論を整理する。
- ③ ①②をふまえながら、教育における「公共性」と「ソーシャル・キャピタル」の関係性について考察する。

3. 教育における公共性論

ここでは、教育における公共性論を見ていくが、そもそも「公共性」とは、どのような概念であるのだろうか。山岡（2010）によれば、公共性とは極めて多義的な言葉であり、またその表れや認知は時代や社会の文脈に大きく影響されるという⁴。すなわち、「公共性」という言葉は、史的変遷の中でその意味や機能が様々に変化してきたことである。このように多義的な概念に対し、たとえば齋藤（2000）は、公共という言葉が用いられる意味合いを3つに区分して共通要素を導いている。すなわち、①国家に関する公的な（official）という意味、②全ての人々に関係する共通のもの（common）という意味、③誰に対しても開かれている（open）という意味である⁵。では、学校教育における「公共性」と言うとき、それはどのような特徴を持つのであろうか。ここでは主に、高橋（2005）、佐々木（2002）、野平（2008）、佐貫（2007）の論稿に依拠しながら整理していきたい。

まず、わが国において教育における公共性といったとき、そこでの議論には、「日本特有の磁場」による影響があったと高橋（2005）は述べる。それは、教育における公共性形成が志向されつつも、公共性＝国家的公共性という図式の中においては、その抑制が着目されることとなり、教育の公共性がどのような手続きを経て実現されるのかという側面に関わる深化が、困難であったという状況である⁶。他方、教育の私事化や公教育における学校病理の深刻さ、あるいは地方分権改革等を受け、教育における公共性が変容してきたとの認識が共有されている。そのため、1980年代を基点に、あらためて教育における公共性概念の再考と、その実現のためのシステム提起、あるいはこれまでの公共性を、主に市場原理で組み替えることの是非等について議論が行われてきた⁷。

⁴ 山岡龍一「公共哲学とは何か」、山岡龍一・齋藤純一『公共哲学』2010年、放送大学教育振興会、18頁

⁵ 齋藤純一『公共性』、2000年、岩波書店、viii-ix頁

⁶ 高橋哲「教育の公共性と国家関与をめぐる争点と課題」、『教育學研究』第72巻第2号、2005年、245-256頁

⁷ 教育における公共性に関わる議論の推移については、佐貫浩「政治世界の公共性と教育世界の公共性—その関係性についての考察—」、『教育學研究』第74巻第4号、2007年、69-70頁や、佐々木幸寿「公共性の変容とリーダーの役割—教育における公共性と教育行政における責任原理の資格から—」、『日本教育政策学

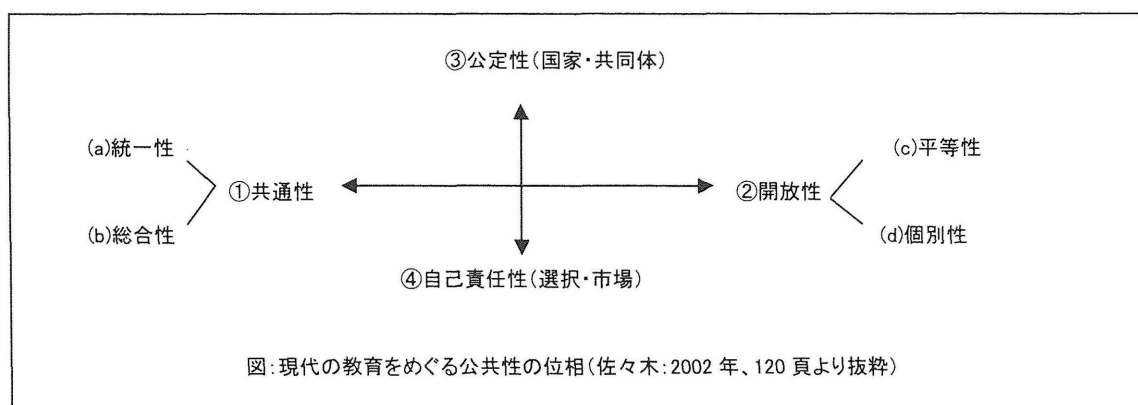
佐々木（2002）は、上記、齋藤の議論等と関わり、公共性が①共通性、②開放性、③公定性という3つの意味で使われてきたことを前提に、現時の教育改革が、「教育病理」等を根拠として、国家の公定力によっては教育の本来的機能が維持されえないという認識のもとに、改革に新たな論拠を付与する機能」として、「第4の公共性の側面」である「自己責任性」が追究されてきたと説く。すなわち佐々木は、現代の教育をめぐる公共性の位相を、「①共通性（統一性／総合性）」「②開放性（平等性／個別性）」「③公定性」「④自己責任性」で整理する（図参照）⁸。

このうち、①共通性と②開放性は、公共性の「内容」に、③公定性と④自己責任性は、公共性の「内容」を支える「正統性」の側面に関わっている。佐々木によれば、公共性の正統性を公定性（国家・共同体）に求めるのであれば、共通性は統一性を、開放性は平等性を指向する。他方、自己責任性（市場）に正統性を求めるのであれば、共通性は総合性を、開放性は個別性を指向する。

ところで、近年の教育政策動向を併せ見ると、1点疑問が生じることとなる。それは、学校づくりに参加する保護者や地域住民、子どもや教師等は、公共性の正統性の根拠として、どのように位置づけられるのかという点である。ここで野平（2008）を参照してみよう⁹。

野平は、学校教育の公共性の根拠をめぐる議論を、(1)国家的公共性、(2)市場的公共性、(3)市民的公共性、(4)国民的公共性の4つに整理する。この整理は教育目標・内容の個性・多様性／共通性・一律性への比重の置き方と、その調整セクターの別等による。

(1)は国家、教育行政を公共性の決定主体とするものである。(2)は、教育サービス提供者間の競争と、それに伴う選択原理によって、多様な教育サービスと市場によるコントロールが学校教育の公共性及び質向上をもたらすとする。これらはそれぞれ、佐々木が正統性の根拠として区分した「国家」「市場」それぞれに対応する考えであると思えることができる。



(3)市民的公共性は、「保護者や地域住民が……共同の作り手として公立学校の運営に参画

会年報』第9号、2002年、117頁、高橋(前掲)に詳しい。

⁸ 佐々木(前掲)、119-121頁

⁹ 野平慎二「学校教育の公共性と教職の専門性—対話による基礎づけの試み—」、『教育學研究』第75巻第4号、2008年、2-13頁

する動き」を指し「保護者や地域住民の多様な意見に基づく学校づくり」、「教育理念が他の一般の公立学校と一定程度共通」、「学校運営に公費が支出される」などがその特性となる。その具体的なものとして野平は、教育特区を活用した特色ある学校づくりや地域運営学校を挙げている。この市民的公共性においては、保護者や地域住民の能動性が着目されるものの、(2)の市場的公共性に通じる問題点を含む場合もある。岡谷(2008)を参照しながらそれを述べる野平の問題意識には、たとえば大桃(2006)、柳澤(2007)、平井(2007)等のそれと近い点が見られよう¹⁰。すなわち、①学校づくりの主体としての関心や力量の問題、②特定の保護者や地域住民の意向が学校づくりに強く反映されてしまうという可能性の問題、③市民性(≒素人性)と専門性の調整の問題等である。これに加えて野平は、市民的公共性による学校づくりが、「私的なエゴと区別できなくなり、公共性の名に値しなくなる」点についても指摘している。

(4)国民的公共性も、(3)に見られるような、保護者や地域住民の参加に基づく学校づくりに公共性の根拠を求めている。野平は(4)国民的公共性論者の第一人者として堀尾(1971)をあげ、その議論を以下のようにまとめている¹¹。すなわち、国民的公共性は、「国民の学習・教育権と教育の自由を軸として学校教育の公共性を確立、保障しようとする立場に立つ」もので、本来「私事」たる性格をもっている教育は、しかし親権の乱用や教育の偏りが生じかねないが故に「親義務の共同化としての公教育」を要請する。そのため、学校教育における公共性というものは、「それが親の教育要求を社会的要求として組織化し、反映している点に求めなければならず、「保護者の教育要求の多様性と、学校教育における目標や内容の一律性との調和が想定されており、その調和をもたらす現実的な媒介は教師の専門性に求められる」ことを特徴としている。

このように見てゆくと、(3)(4)については、いずれも学校という1つの教育組織における、保護者、地域住民等の合意が、公共性の正統性を担保している。したがって、学校という組織における合意を共同体での決定と見なせば、(3)(4)は佐々木の区分における「共同体」を正統性の根拠とするものに類型化されるであろう。他方、両者の区別は、そのような合意に至るプロセスの差異に求めることが出来ると考えられる。その点について、次に佐貫(2007)をみてみよう¹²。

学校教育の公共性は、どのようなプロセスを経て実現されるのであろうか。佐貫は、政治世界の公共性と教育世界の公共性の関係性について、以下のように述べている。すなわち、①政治世界の公共性は議会制民主主義によって担保され、教育世界の公共性は教育参加によって達成される、②教育の自律的な公共性空間においては、多様な価値が衝突を含んで併存している、③したがって、公教育の事業はそのような公共性空間の中での一定の価値についての合意形成を不可欠とする。そしてこれらの点は、④教育の公共性世界にお

¹⁰ 岡谷英明「市民的公共性との対話－土佐の教育改革「開かれた学校づくり」の事例から－」、小笠原道雄(他編)『教育的志向の作法1－教職概論』、2008年、福村出版、87-97頁、大桃敏行「学校参加」、篠原清昭(編著)『スクールマネジメント－新しい学校経営の方法と実践』、2006年、ミネルヴァ書房、227-242頁、柳澤良明「学校経営における参加とガバナンス－参加の理念および制度の日独比較を通して－」、小島弘道(編)『時代の転換と学校経営改革－学校のガバナンスとマネジメント』、2007年、学文社、199-208頁、平井貴美代「コミュニティ・スクールとガバナンス」、小島(前掲書)、209-220頁。

¹¹ 堀尾輝久『現代教育の思想と構造－国民の教育権と教育の自由の確立のために－』、1971年、岩波書店

¹² 佐貫浩「政治世界の公共性と教育世界の公共性－その関係性についての考察－」、『教育學研究』第74巻第4号、2007年、67-78頁

いては個々の私事がそのまま実現されるものではなく、「私事の公共化」のプロセスが要求される（つまり、保護者の教育要求がそのまま承認される世界なのではなく、保護者もまたこの世界の公共性を担い、その決定には服するという関係におかれる）、⑤他方で、この教育の公共性世界における決定が、有効であると見なされるためには、その一部分において、政治的公共性の世界における承認を要する。

つまり、教育世界においては、これに関わる関係者（教師、保護者、地域住民、子ども）の間における多様な価値衝突を含んだ合意形成プロセスが重要であり、その合意内容が政治世界における承認を経ることで、決定の有効性が保障される。なお、そのような合意形成プロセスは、主に参加によって成立し、プロセス参加当事者に対しては、決定に対する責任が生じる（＝決定内容に服する）ということになる。この公共性実現のプロセスから、(3)市民的公共性および、(4)国民的公共性をとらえると、両者の違いは、主に以下の2点で説明できるだろう。すなわち、①参加プロセスにおける主体とそれぞれの価値観の多様性をどこまで想定できるか、②そのような多様性は、誰がどの時点で調整し、合意形成を導いていくか、である。

前者について、(3)市民的公共性においては、岡谷らの指摘する問題点にもあるように、参加のプロセスに関わる主体が、特定の者に限られてしまう可能性が内包されている。そのような特定の者達の教育的価値観に多様性がないとは言えないが、結果的に、公共性実現のプロセスに参加することが叶わなかった者たちの価値観が、排除されてしまうという状況は変わらない。また、野平によれば、このような公共性における教師は、保護者等との関係次第で「サービス提供者（市場的公共性に見られるようなニーズに応じたサービスを提供する教師）」になる場合があり¹³、公共性創出に重要な価値衝突を生み出す教師の専門性が、市民性に呑み込まれる可能性を秘めている。一方、(4)国民的公共性においては、私事たる保護者の教育要求の多様性をふまえつつ、それを社会的要求として組織化することを目指している。これは、佐貫のいう「私事の公共化」に近い。また、教師の専門性を重視しており、教育に参加する主体の価値観の多様性が(3)市民的公共性よりも許容されている場合があると考えられるのである。

後者については、少し触れたが、これは特に教師という存在をどう捉えるかという問題に大きく関係してこよう。野平は教師の専門性の根拠は「各セクターとの対話を通して、学校教育……の適切な調和を図る点」に求められると述べるが¹⁴、(3)市民的公共性においては、それが難しい場合のあることは示した通りである。対して(4)国民的公共性においては、子どもに対する教育を充実したものにするためにも、多様な教育要求調整の必要性と、かつそこでの教師の専門性の重要性が、認められるのである。

4. ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)

次に、ソーシャル・キャピタル(社会関係資本)論についてみていきたい。ソーシャル・キャピタルは「豊かなソーシャル・キャピタルの存在によって導かれる市民間の自発的協調関係の成立があれば、「集合行為のジレンマ(※他人がやってくれるだろうと全ての人間

¹³ 野平(前掲)、11頁

¹⁴ 野平(前掲)7頁

が考えて、誰も務めを果たさなければ、皆で協力した状態よりも全員が悪い状態に陥ること¹⁵⁾」はソフトに解決され、政府の力を借りずとも、さまざまな社会問題の解決は十分可能であることを説く¹⁶⁾概念である。

その代表的論者とされるパットナムは¹⁷⁾、ソーシャル・キャピタルは「個人間のつながり、すなわち社会的ネットワーク、およびそこから生じる互酬性と信頼性の規範」と定義している¹⁸⁾。ここから一般に、ソーシャル・キャピタルを構成要素として「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」が広く用いられることとなっている。しかしながら、ソーシャル・キャピタル概念は幾つかの理由により、その全体像を把握することが難しい。概念整理の前に、まず、その点を見ていこう。

(1) ソーシャル・キャピタル概念が持つ「把握のしづらさ」

現在、多くの学問領域に渡って、ソーシャル・キャピタルへの関心は拡がりをみせている。宮川・大守(2004)は、このような状況について、①資本主義や民主主義への問いや関心が高まったこと、②行き過ぎた個人主義の隆盛化に対する懸念、③社会的次元を経済学に再導入するものとして歓迎された、④ソーシャル・キャピタルの減退に関する議論が実感を以て迎えられた等、その要因を提示する¹⁹⁾。しかしながら、他方、一体ソーシャル・キャピタルという概念が何を示しているのかについて、およそ総合的な把握が困難になってしまっている状況は否定できない。

そこにはまた、「学問的流行の常として、「社会関係資本」と必ずしも呼ぶ必要のないものも最近ではこの名前で論じられることも少なくない」²⁰⁾傾向も影響していると考えられよう。加えて以下の2点が、ソーシャル・キャピタルの把握をより困難にしていると考えられる。それらはいずれも、パットナムが自身の著書で「社会関係資本」は見方によっては、米国の知的サークルにおける非常に古くからの論争に名付けられた単なる新しい言葉にすぎない²¹⁾と述べていることと関連する。

1点目は、「ソーシャル・キャピタル概念をその下位構成要素にまで分解してみた場合には、思ったほど新奇性の要素はない」ことである。一方で、別々に論じられてきた下位要素を組み合わせ、²²⁾「集合行為のジレンマ」のソフトな解決という観点からそれらを1つの概念にまとめ上げたところに、ソーシャル・キャピタル概念が持つ意義がある²²⁾。

¹⁵⁾ ロバート・D・パットナム(著)柴内康文(訳)『孤独なボウリング』、2006年、柏書房、352頁参照。

¹⁶⁾ 坂本治也「ソーシャル・キャピタル論とガバナンス」、岩崎正洋(編著)「ガバナンス論の現在—国家をめぐる公共性と民主主義」、2011年、勁草書房、122頁

¹⁷⁾ パットナム以前のソーシャル・キャピタル論について、パットナム自身は以下のように言う。すなわち、ソーシャル・キャピタルは、彼以前に、現在の意味で使われたことが少なくとも6回あり、それらは①1916年のハニファン(ウェスト・ヴァージニア州の地方学校監察官)、②1950年代のカナダの社会学者達、③1960年代のジェイコブズ(都市論者)、④1970年代のロウリー(経済学者)、⑤1980年代のブルデュー(社会学者)、シュリヒト(経済学者)、⑥コールマン(社会学者)によるものであるという。ロバート・D・パットナム(前掲書)、14-15頁。

¹⁸⁾ ロバート・D・パットナム(前掲書)、14頁

¹⁹⁾ 宮川公男・大守隆(編)『ソーシャル・キャピタル—現代経済社会のガバナンスの基礎』、2004年、東洋経済新報社、iii-v頁

²⁰⁾ ロバート・D・パットナム(前掲書)、訳者あとがき、575頁

²¹⁾ ロバート・D・パットナム(前掲書)、21-22頁

²²⁾ 坂本(前掲)、122頁

2点目に、類似概念の存在である。たとえば、パットナム自身は「コミュニティ」をソーシャル・キャピタルの概念的な親戚ととらえ²³、坂本（2011）は、ソーシャル・キャピタルとガバナンス概念を比較し、両者は「双子の理論」と呼べるほどに、着眼点、議論の背景、概念の特徴・意義などの点で似通っている²⁴と述べる。そして、その異同を以下のように示す。

すなわち共通点としては、①両概念共に社会アクターの自己統治力に着目する議論であること、②両論の広がりには、政府に対する信頼の低下が背景要因として存在していること、③ヒューリスティック（発見的）な概念であること。差異点としては、①ガバナンス論が公共領域の参加形態に関わる諸問題を対象としているのに対し、ソーシャル・キャピタル論は公私を問わず、あらゆる場面での参加を捉えようとする傾向があること、②ガバナンス論では、概念の定義や理論整理などが重視されているが、ソーシャル・キャピタル論では実証分析を重視するなど方法論上のスタンスに違いがあることが挙げられている²⁵。

(2) ソーシャル・キャピタル概念の整理

ソーシャル・キャピタルを構成する要素は（諸説あるが、ここでは）既述したとおりである。しかしながら、「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」は、それ自体がきわめて大きな研究的議論を内包し、それぞれの性質如何によっては、ソーシャル・キャピタルは正負いずれの影響も及ぼしうる。したがって、ソーシャル・キャピタルがもたらす「正の影響……がいかに最大化され、……負の発現がいかに最小化されるかを検討する」ために、ソーシャル・キャピタルのさまざまな形態を区別する研究が重要となる²⁶。ここでは、ソーシャル・キャピタルの構成要素である「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」についての分類を見て行きながら、多様な有り様を見せるソーシャル・キャピタルについて、少し整理していきたい（表1参照）。

表1: 「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」の分類

信頼	普遍化信頼	特定化信頼
互酬性の規範	一般的互酬性	特定の互酬性
ネットワーク	橋渡し型(Bridging)	結束型(Bonding)

まず、信頼である。ここでは、「普遍化信頼」と「特定化信頼」の分類を用いよう。前者は「ほかの人々も、自分と同じ基本的価値を共有しているという前提に基づいて、見知らぬ人でも信頼できるとする」もので「自分と異質な人に対する信頼」をさす。後者は「情報あるいは経験に基づいて信頼できると判断されるような人々に対する信頼」で「自分と似た人に対する信頼」を指す²⁷。

互酬性の規範については、「一般的互酬性」と「特定の互酬性」を参照する。パットナム

²³ ロバート・D・パットナム（前掲書）、18頁

²⁴ 坂本（前掲）、127頁

²⁵ 坂本（前掲）、121-129頁

²⁶ ロバート・D・パットナム（前掲書）、19頁

²⁷ エリック・M・アスレイナー（著）西出裕子（訳）「知識社会における信頼」、宮川・大守（前掲書）、123-154頁

は「一般的互酬性」について、「黄金律（「人にしてもらいたいと思うことをしなさい」というような、宗教、哲学等に存するルール）」をその例に挙げている。それは「あなたからの何か特定の見返りを期待せずに、これをしてあげる、きっと、誰か他の人が途中で私に何かしてくれると確信があるから」なのだという。他方、「特定の互酬性」については「あなたがそれをやってくれたら、私もこれをしてあげる」という言葉で表している。また、パットナムは、後者よりも前者により価値を見出しており、「一般的互酬性によって特徴づけられた社会は、不信渦巻く社会よりも効率がよい」と述べている²⁸。

最後のネットワークについては、「橋渡し型（あるいは包含型）」と「結束型（あるいは排他型）」の区分为重要であるとパットナムは言う。「橋渡し型」は「非排他的・浸透的で、異質的集団の間の結びつきの橋渡しをするもの」²⁹で、「結束型」は「特定の互酬性を安定させ、連帯を動かしていくのに都合がよ」³⁰いが、「同質的なメンバーの集まりで、外部者を排除するような性格」³¹を持っている。

このように見ていくと、ここで取り上げた分類は、ソーシャル・キャピタルに、どの程度の多様性、多元性、異質性、被排他性が把持されているか、その多寡によっていると言える。また、社会問題の解決にあたっては、たとえば、「普遍化信頼／一般的互酬性／橋渡し型ネットワーク」をもつソーシャル・キャピタルの方が、「特定化信頼／特定の互酬性／結束型ネットワーク」をもつソーシャル・キャピタルよりも優れているなどと、単純に言えないことも分かる。実際には「多くの集団は、何らかの社会的次元で結束し、そして同時に他と橋渡しを行っている」³²という状況が通常であり、どのソーシャル・キャピタルが優れているか否かを、一様に判断することは出来ない。

ならばまた、単純に「ソーシャル・キャピタルが高い方がよい」という結論を出すことも不可能であろう。問題は、実際に何らかの方法を用いて観測されたソーシャル・キャピタルが、(上記の分類に見られるような) どのような「性質」を持っており、それが各学校の文脈に照らしてみたときに、教育活動の質の改善・保持に対し、どのような影響を与えているかを分析することであろう。その点を踏まえつつ、次項より本稿のまとめと考察に入ることにする。

5. 考察

(1) 小括

ここまで、教育における「公共性」と「ソーシャル・キャピタル」概念を別個に整理してきた。不十分ではあるものの、それらを振り返りながら、両者の関係性について考察することとしよう。

まず確認したいのは、両概念がその有り様によって、多様な区分が可能であるという点である。教育における「公共性」について、本稿では特に、その正統性（公共性を創出する主体とプロセス）の根拠による区分を取り上げた。「国家」「市場」「共同体」を根拠とす

²⁸ ロバート・D・パットナム（前掲書）、17頁

²⁹ 宮川公男「ソーシャル・キャピタル論－歴史的背景、理論および政策的含意」、宮川・大守（前掲書）、43頁

³⁰ ロバート・D・パットナム（前掲書）、19頁

³¹ 宮川（前掲）、43頁

³² ロバート・D・パットナム（前掲書）、21頁

る(1)国家的公共性、(2)市場的公共性、(3)市民的公共性、(4)国民的公共性という整理がそれである。またそのような「公共性」は、参加によって達成されること、参加のプロセスにおいては多様な価値衝突を含んだ合意形成プロセスが肝要となること、達した合意内容についてはその有効性が政治世界における承認を経ることで保障されることを述べてきた。さらにそのようなプロセスから、(3)市民的公共性と(4)国民的公共性の違いを整理した。

ソーシャル・キャピタル概念については、構成要素である「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」の分類にふれた。本稿では、それぞれについて「普遍化信頼／特定化信頼」「一般的互酬性／特定の互酬性」「橋渡し型／結束型」の類型を紹介した。したがって、その組み合わせだけでも、単純に考えて8通りのソーシャル・キャピタルが想定できる。しかしながら、現在多分野で用いられている、ソーシャル・キャピタル概念においては、研究分野や調査の対象によって、概念構成要素（の種類）も、要素内の類型も論者により多様な広がりを見せることと考えられる。

ところで、ここまで既述した、ソーシャル・キャピタル概念から鑑みるに、以下で、教育における「公共性」と「ソーシャル・キャピタル」の関係性を見る場合、(1)国家的公共性、(2)市場的公共性を一度脇に置き、(3)市民的公共性、(4)国民的公共性のみ注目する必要がある。なぜなら、既述のように、ソーシャル・キャピタルが市民間の自発的協調関係に着目する概念であるためである。次からは特に、「普遍化信頼／一般的互酬性／橋渡し型ネットワーク」をもつソーシャル・キャピタルと、「特定化信頼／特定の互酬性／結束型ネットワーク」をもつソーシャル・キャピタル、それに(3)市民的公共性、(4)国民的公共性を中心的に取り上げて論じていく。それを分かりやすくするために、「共同性」という新たな補助線を用いよう。

(2)教育における「公共性」と「ソーシャル・キャピタル」の関係性

「共同性」とはいかなる概念であろうか。齋藤（2000）を参照すると、「公共性」「共同性」の間には、以下の差異があると考えられる。すなわち、①共同性がつくりだすのは閉じた領域であるのに対し、公共性が作り出すのは誰もがアクセスしうる領域であること、②公共性は、共同性と異なり、等質な価値で満たされてはいない（「公共性は、複数の価値や意見の〈間〉に生成する空間であり、逆にそうした〈間〉が失われるところに公共性は成立しない」³³）こと、③共同性においては成員が内面に抱く情念は統合のメディアになるが、公共性は、差異を条件とする言説の空間であり、何らかのアイデンティティが空間を制覇しないこと、④公共性は、人々に複数の集団や組織に多元的に関わることを可能とするが、共同性は、一元的・排他的帰属を求めることである³⁴。

このようにして「公共性」を「共同性」と対置させた場合、「普遍化信頼／一般的互酬性／橋渡し型ネットワーク」をもつソーシャル・キャピタルと、「特定化信頼／特定の互酬性／結束型ネットワーク」をもつソーシャル・キャピタルに、それぞれが親和性を持っていることがわかる。前者のパターンは、多様性と非排他性、多元性、異質性を許容しやすく、それはすなわち「公共性」を創生し、他方後者のパターンにおいては、「共同性」を生成し

³³ 齋藤（前掲書）、5頁

³⁴ 齋藤（前掲書）、5・6頁。もっとも、齋藤は「共同性」ではなく「共同体」という言葉を用いて、「公共性」との比較を述べている。

やすいと考えられるのである。

ここで、話を教育における「公共性」と「ソーシャル・キャピタル」の関係性へと戻そう。(3)市民的公共性、(4)国民的公共性が、3. で述べたような性質を持っているとするならば、これまで見てきた各概念はその親和性に基づいて、下表のように分類できよう。

表2: 各概念の親和性による分類

「普遍化信頼／一般的互酬性／橋渡し型ネットワーク」パターンのソーシャル・キャピタル	－ 公共性	－ 国民的公共性
「特定化信頼／特定の互酬性／結束型ネットワーク」パターンのソーシャル・キャピタル	－ 共同性	－ 市民的公共性

ここまでの議論からも分かる通り、この分類は、教育における公共性を実現するプロセスに、どれほどの「同質性／異質性」、「多様性／画一性」、「多元性／一元性」、「排他性／被排他性」等が認められるか、その「相対的」多寡によっている。つまり、国民的公共性が創生されている場合には、公共性の存在が認められ、その礎となるソーシャル・キャピタルのパターンは「普遍化信頼／一般的互酬性／橋渡し型ネットワーク」である可能性が高い。一方、市民的公共性が創生されている場合には、共同性がみとめられ、ソーシャル・キャピタルは「特定化信頼／特定の互酬性／結束型ネットワーク」パターンとなる。

したがって、それぞれのパターンにおけるソーシャル・キャピタルを高めれば、国民的公共性、あるいは市民的公共性の実現を助ける可能性があると言えよう。逆に、「特定化信頼／特定の互酬性／結束型ネットワーク」パターンのソーシャル・キャピタルを充実させていくことは、教育における国民的公共性の実現に、直接的に寄与しない可能性があるとも言え、それは市民的公共性と、「普遍化信頼／一般的互酬性／橋渡し型ネットワーク」の組み合わせについても同じことが言えると考えられる。

しかしながら、実際の学校がこのような単純な分類下で成立していないことも事実である。むしろ、上記の分類から学校で起きることを想定してみると、たとえば以下のようなことになる。すなわち、多様な価値観が合意に達するまで、意見調整に恐ろしく手間と時間がかかっているような状況か、あるいは合意形成のプロセスを経るまでもなく、1つの価値観に基づき既定路線化した教育が変わることなく実施されているような状況である。どちらにしても、いずれ、子ども達にとって充実した学校教育とは程遠い。おそらく学校においては、ある程度、同質の価値観をもって結束している集団、あるいは個人が、他の価値観を持った集団、個人と交流することで、それぞれの教育要求を調整し、また合意形成等を実施しているものと考えられる。当然、調整・合意形成のプロセスや、決定した教育内容の質は、これまで見てきたような集団・個人の性質に大きな影響を受ける（なお、決定した教育内容については、政治世界の公共性による担保が必要となる）。

どのようなソーシャル・キャピタルが、どのような公共性を生み出すか（または、その逆の影響関係も然り）ということに関わる複雑さは、たとえばコミュニティ・スクール等にみることができよう。コミュニティ・スクールを提案した金子ら（2000）によれば、「居住する物理的空間を同じくする人たちの集まり」で、いわゆる、昔ながらの地域共同体であるローカル・コミュニティに、「ビジョン、価値観、関心などを共有する人たちの集まり」であり「自発性に基づいて形成され、境界性が柔軟でひとびとが自由に出入りするような」テーマ・コミュニティが重なり合ってきたコミュニティが、コミュニティ・スクールで

は構想されているという³⁵。

一方、このような説明に対し、浜田(2001)は、初等・中等教育段階の通学可能範囲から、ローカル・コミュニティとテーマ・コミュニティの範囲が重なる可能性は認めつつも、「地理的範囲に基づく「ローカル・コミュニティ」とわが子の教育に対する個別的関心に基づく「テーマ・コミュニティ」とが親和的で調和的な関係にあるとは限らない」³⁶と述べる。

ここには、ローカル・コミュニティとテーマ・コミュニティ成員内部の価値観の「同質性／異質性」、「多様性／画一性」、「多元性／一元性」、「排他性／被排他性」等を、とくに教育における公共性確保の観点から、どのようにとらえるかという課題が集積されていると言える。それはまた言葉を換えれば、1つの学校内外を取り巻くソーシャル・キャピタルの性質を、どのように捉えていくか(たとえば、学校教育において「価値観が同じである」と言うことは、具体的には何を意味しているのか)について、その観測手法も含めた議論の深化を要するということでもあろう。

6. おわりに

教育とソーシャル・キャピタルの間には、パットナムの言葉を借りれば「子どもの発達には、社会関係資本によって強力に形作られる」³⁷関係があるというのが、多くの研究が示すところである。しかしながら、ソーシャル・キャピタルのパターンによっては、過度の共同性を学校教育にもたらす可能性があることから、単純に正の影響を与えるわけではないことを、本稿では確認することが出来た。つまり、「ソーシャル・キャピタルが高ければ、学校は上手く行く」という単純な言説も、そこには成立しがたくなる。今後は、各学校においてどのようなソーシャル・キャピタルが観察され、それらの性質が、教育要求の調整、合意形成、教育活動の実施等に対し、どのような影響を与えているのかを明らかにして行く必要があると考えられる。

<参考文献>

- ・ 稲葉陽二『ソーシャル・キャピタル入門－孤立から絆へ』、2011年、中公新書
- ・ 稲葉陽二(他編)『ソーシャル・キャピタルのフロンティア』、2011年、ミネルヴァ書房
- ・ 大桃敏行「地方分権の推進と公教育概念の変容」、『教育學研究』第67巻第3号、2000年、291-301頁
- ・ 小玉重夫『教育改革と公共性』、1999年、東京大学出版会
- ・ 佐藤晴雄「「新しい公共」に基づく学校と地域の関係再構築－コミュニティ・スクールの実態から見た新たな関係－」、日本教育経営学会紀要第54号、2-12頁
- ・ ブライアン・コールドウェル「公共性と公教育－公立学校の将来展望(講演記録)」、『筑波大学教育学系論集』第26巻、2002年、57-72頁

³⁵ 金子郁容・鈴木寛・渋谷恭子『コミュニティ・スクール構想』、2000年、岩波書店、157-161頁

³⁶ 浜田博文「地域教育経営論の再構成－学校－地域関係論の検討をもとにして－」、『学校経営研究』第26巻、2001年、7頁

³⁷ ロバート・D・パットナム(前掲書)、362頁